

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ対応の予算を拒否、市長と教育長の責任を問う

質問要旨

私は本年 9 月定例会の一般質問で、市教育委員会(以下、市教委と言う)が、いじめ重大事態の調査報告書作成を第三者委員会へ委託するための計画を立てて、本年度予算に 40 万円を要望していたことを示した。またこの要望をなぜ市長が承認しなかったのか問うたところ、青木教育長は次の通り答弁した。

「本年度予算の予算要望は出しておりましたが、予算編成の過程において、市長部局及び教育委員会としては、いじめ重大事態に関する調査報告書の原案については、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会が作成するに当たり、教育委員会が補佐しているものであり、第三者性については確保されているとの認識から、本件については予算措置に至らなかったものでございます。」

予算要望は大変ありがたく、尽力された市教委職員には大変感謝している。本年 6 月には請願(第 7 号)が全会一致採択されたため、予算要望時の計画も基にして対応を進めていただいているものと思う。

一方、市長の卑怯な態度は強く糾弾されなければならない。これまで、市長には直接、いじめ被害者の家族から真摯な訴えが何度もなされてきた。議会でも指摘され続けた。市教委は裏でそれらの訴えを受け止め、対応改善の予算要望をしたのに、市長はこれを承認しなかった。市長はすべて市教委に任せているかのような態度と発言をしてきたため、市教委が何も対応してくれないように見える状況ができていたが、意に介さなかったようだ。議会で市教委職員が内情を伝えられず矢面に立たされる様子を目の当たりにしながら傍観していたということだ。信じがたいことであり、長として失格だ。教育長もそのような市長に抗うことなく追従していたなら同罪だ。

今回改めて公文書の公開請求をし、予算要望は市長部局の査定の中で拒否されていたことが判明した。また査定時の会議録がなく、小平市公文書等の管理に関する条例違反の疑いもある。一連の出来事について市長及び教育長の責任は重い。自らの進退も含めて考えていただきたく、予算編成の流れの確認も併せ、以下質問する。

1. 市の当初予算編成までの流れについては、市ホームページに図があるのみで、詳細は不明だ。部内での査定に副市長査定を経るなどの詳細部分も分かるような、当初予算編成の流れを明文化したものはあるか。
2. 補正予算編成も当初予算編成と同様の流れを辿るのか。主な違いは。
3. 企画政策部および市長・副市長による査定の場合、通常、担当部職員や教育長は出席するか。
4. 今回文書公開された資料のうち、本年度当初予算編成における企画政策部および市長・副市長による査定の表で、副市長査定の欄が空欄なのはなぜか。
5. 今回文書公開された資料では、財政査定の【査定】の部分が墨塗りされている。これを墨塗りすると決定した過程に市長や副市長は関わっているか。そもそも文書公開に向けて墨塗りはどういう過程を経て決まるか。
6. 予算編成の流れの中で、部長職や副市長、市長が出席することもある査定の会議録が作成されていない。意思決定の跡付けができないことも含め、小平市公文書等の管理に関する条例に違反していると考えが見解は。
7. 本年 9 月定例会一般質問で教育長は「市長部局及び教育委員会としては(略)との認識から、本件については予算措置に至らなかった」と答弁した。しかし実際は企画政策部査定の中で、市教委職員や教育長は不在の中で、予算措置に至らないと決定したのではないか。もしそうではないなら、具体的に、誰が参加するどのような場において予算措置に至らないと決定したか。公文書で記録を追えるよう具体的に示せ。
8. 市長は本年 10 月の一般会計決算特別委員会における総括質疑で、いじめ重大事態調査報告書の作成のために市教委がした予算要望を拒否した理由を「総合的に考えての判断」と答弁した。何を、どう総合的に考えたのか。小平市いじめ防止基本方針の「市は、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等、必要な措置を講じる。」に反してまで拒否した理由を、可能な限り具体的に示せ。
9. 教育長は、いじめ被害を受けた(もしくはこれから受ける)子ども達やその家族のためはもちろん、矢面に立ちながらも裏で尽力してくれた市教委職員のためにも、正直に「訴えを受けて予算要望したが、市長部局の査定を通らなかった」と答弁するか、市長部局に答弁させるべきであった。教育長はなぜ市長部局を擁護するような答弁をしたのか。教育をよくすることではなく自らの保身が最優先なら、教育長として失格と考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 11 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

27	26	25	24